

# 山梨学院大学競争的研究費に係る間接経費の取扱いに関する規程

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」に基づき、山梨学院大学（以下、「本大学」という。）における競争的研究費の間接経費（以下、「間接経費」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「競争的研究費」とは、大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（競争的資金として整理されていたものを含む）をいう。
- (2) 「直接経費」とは、競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要な経費として、競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費をいう。
- (3) 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、本大学が使用する経費をいう。
- (4) 「研究者」とは、競争的研究費を得た本大学の教職員をいう。

(間接経費の比率)

第3条 間接経費の比率は、当該競争的研究費を管轄する国又は地方公共団体等（以下、「管轄団体」という。）が定める取扱規程等により、あらかじめ適用比率が定められている場合は、当該取扱規程等の定めに従う。

2 当該競争的研究費の管轄団体が定める取扱規程等に、間接経費の適用比率が定められていない場合は、原則として直接経費の30%に当たる金額を間接経費とする。ただし、管轄団体との申合せがある場合は、その申合せに従う。

(間接経費の配分)

第4条 間接経費は、当該競争的研究費を獲得した研究者へ使途等の説明を行った後、全額を当該経費管理部門に配分するものとする。

(間接経費の使途)

第5条 間接経費の使途は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」の規定に従い、学長が決定する。

2 前項に規定する以外の経費であっても、研究課題の遂行に間接的に必要であると学長が判断した場合は、間接経費として執行することができる。ただし、直接経費として充当することが妥当であると判断されるものは、この限りではない。

(間接経費の管理)

第6条 間接経費は、学長の責任の下で計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保するものとする。

2 間接経費の執行及び管理は、当該経費管理部門にて行う。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。